

一 般 質 問 通 告 書

平成 26 年 9 月 2 日

阿見町議会議長 柴原 成一 様

阿見町議会議員 海野 隆 印

平成 26 年第 3 回阿見町議会定例会において、次の事項について質問したいので通知します。

質問事項	質問の要旨	答弁者
<p>1 町長の政治姿勢について</p> <p>(1) 町長選挙の収支報告書について</p> <p>(2) 町顧問弁護士の選定について</p>	<p>1 町長選挙の収支報告書について</p> <p>公職選挙法第 189 条の規定では、出納責任者は公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出についての報告書を、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えて選挙管理委員会に提出しなければなりません。先に実施された町長選挙の収支報告書について伺います。</p> <p>2 町顧問弁護士の選定について</p> <p>4 月 1 日から町の顧問弁護士が交代しました。新たに顧問弁護士となった眞鍋涼介弁護士は、町の機関である議会及び藤井孝幸議員に対して、常盤建設株式会社の代理人として平成 25 年 9 月議会の一般質問を掲載した「あみ議会だより 138 号」の該当記事を名誉毀損にあたると謝罪要求をした人物です。しかも、4 月 1 日時点では常盤建設株式会社の代理人であると思われる、双方代理状態に陥る可能性があったと思われます。こうした弁護士を、阿見町の顧問弁護士として契約した経緯について伺います。</p>	町長
<p>2 原子力災害対策について</p> <p>(1) 茨城県の避難計画について</p> <p>(2) 稲敷地区 6 市町村放射能対策協議会の要望事項について</p>	<p>1 茨城県の避難計画について</p> <p>茨城県から原電東海第二原発過酷事故を想定した避難計画が示されました。原子力施設からおおむね 30 キロメートルの範囲の U P Z（緊急時防護措置準備区域）に居住する約 96 万人が避難対象となり、U P Z 外の県内の 30 市町村に 44 万人、県外に 52 万人が避難する計画となっています。阿見町はひたちなか市からの避難住民を受け入れる計画となっています。阿見町としてこの計画に対して、どのように対応するのか、町民への周知や実際の避難受入れ訓練等はどのように実施する考えなのか、茨城県や日本原電などとの協議等はどのように行っているのか、これまでの経過も含めて伺います。</p> <p>2 稲敷地区 6 市町村放射能対策協議会の要望事項について</p> <p>要望事項の詳細について、及び健康調査や除染方針等で阿見町とその他の市町村では対策に大きな違いがありました。要望事項提出に至った議論の詳細と、原子力過酷事故時における統一した対策での協議等について伺います。</p>	町長

<p>3 古民家や近代歴史遺産の保存及び活用について</p> <p>(1) 井関農機内の旧軍施設や巡礼碑、旧海軍将校倶楽部建物について</p> <p>(2) 古民家・山中家住宅の保存について</p> <p>(3) 阿見町史の改定について、特に民俗編について</p>	<p>1 井関農機内の旧軍施設や行幸記念碑、旧海軍将校倶楽部建物について</p> <p>世界遺産となった「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、近代産業遺跡として評価されたものです。阿見町にも後世に残すべき貴重な近代遺産があります。予科練平和記念館とともに阿見町の近代を代表する施設である井関農機内の旧軍施設や行幸記念碑、旧海軍将校倶楽部建物を残して子孫に伝えていく義務が私たちにはあると思います。保存や利活用の基本的考え方について伺います。</p> <p>2 古民家・山中家住宅の保存について</p> <p>福田地区の山中家住宅は改造が少ない保存状態がきわめて良好な古民家です。こうした状態の良い古民家は、阿見町内では他にはありません。教育委員会の依頼によって阿見町歴史文化財研究会・建造物調査班が調査した報告書でもきわめて貴重なものとされ、国立歴史民俗博物館学芸員の解説でも裏付けがされています。この古民家の保存と利活用について阿見町としてどのような考え方を持っているのか、これまでの経過も含めて伺います。</p> <p>3 阿見町史の改定について、特に民俗編について</p> <p>阿見町史は、昭和51年に阿見町史編さん委員会が発足し、昭和58年3月に発行されました。しかし、その後の多くの研究や調査により記載記事にも改定・訂正をすべきものがあります。また、庶民の生活史ともいべき民俗編は年中行事を中心に簡単なものにとどまっています。阿見町の由来とその歴史を明らかにする「阿見町史」の改訂版と民俗編の編さんを検討する考えがあるか伺います。</p> <p>4 歴史民俗資料館について</p> <p>歴史民俗資料館整備は第6次総合計画でも明確に位置づけされていないなど、阿見町の文化財保護方針はきわめて貧弱な内容だと思います。しかも、町内学校の歴史学習が、町外の龍ヶ崎市や土浦市の歴史民俗資料館で行われるなどしています。阿見町の来歴を調査し、展示し、学習できる、後世の世代にしっかりと継承していく歴史民俗資料館の整備は喫緊の課題です。阿見町としてどのように考えているのか伺います</p>	<p>町長 教育長</p>
--	--	-------------------

<p>4 放課後児童クラブの現状について</p> <p>(1) 放課後児童クラブの業務委託について</p> <p>(2) 指導時間延長など要望事項について</p>	<p>1 放課後児童クラブの業務委託について</p> <p>放課後児童クラブは、町の直轄事業から平成25年度から民間への業務委託に移行し、平成25年度はNPO法人へ、平成26年度は株式会社に年間委託料6,000万円内外で委託契約されています。一年で委託先が変わるなど安定的な運営が維持できるのか、また特命随意契約で行われる理由等、詳細な経緯を伺います。</p> <p>2 指導時間延長など要望事項について</p> <p>阿見町で保育所を利用している共働き世帯が、小学校に子供を入学させると次のような問題が起こります。保育園に比し学童保育での預かり時間は短縮されてしまう、土曜保育が学童では殆ど利用できない、災害時(台風、雪、地震)に学童が利用できない、などの問題があり、「小1の壁」などと言われているようです。阿見町で子育てをするすべての町民が安心して働けるように、指導時間延長などについて、対策を取る考えがあるか伺います。</p>	町長 教育長
<p>5 本郷地区に予定されている新小学校のプール整備について</p> <p>(1) 本郷地区に予定されている新小学校建設のプール整備について</p> <p>(2) 阿見町学校プールについて</p>	<p>1 本郷地区に予定されている新小学校建設のプール整備について</p> <p>学校再編計画と並行して進行している本郷地区に建設される予定の小学校整備計画にはプール整備方針が見当たりません。本郷地区新小学校建設検討委員会における論議、阿見町教育委員会での論議等、これまでの阿見町のプール整備に関する詳細な経緯と考え方を伺います。</p> <p>2 阿見町学校プールについて</p> <p>現在の阿見町学校プールは、各小中学校に屋外プールとしてそれぞれ整備され授業が行われています。しかし、屋外のため天候によっては利用されないなど年間利用日数はきわめて限定的な利用にとどまっています。また夏休み期間中は利用されていません。現状の学校プールの利用状況や維持管理料、今後の改修計画などについて伺うとともに、維持管理や改修費用等を考慮し、町内2か所程度、町民も利用できる、学校プールの全天候型温水プールによる再編計画を策定すべき時期であると考えますが、町の考え方を伺います。</p>	町長 教育長
	以下余白	
平成 年 月 日受領・受付番号		

※ 質問の趣旨は、できる限り具体的に記入願います。

※ 電話・FAX等により申し込みはできません。